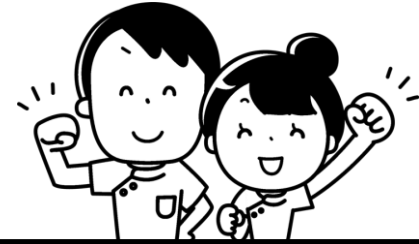


医療現場の働き方改革と 労務トラブルセミナー



2019年から始まった働き方改革関連法改正に対する対応はお済ですか？
人材不足の時代、従業員が定着する職場づくりを支援します！

- ▶ 猶予措置が取られていた医師の働き方改革も2024年から始まります。
- ▶ 予期せぬトラブル防止の為、今やるべきことをお伝えさせていただきます。

セミナーでは2019年から始まった働き方改革関連法の改正に対する実務のポイントをお伝えいたします。ポイントを抑えて思わぬ労務トラブル防止にお役立てください。

労務管理は労働法のポイントを抑え、職場のルールが分かりやすく伝えることが重要です。

この機会に法改正の内容に沿った対策をご確認ください、ご参加お待ちしております。

【働き方改革関連法内容】

- ・時間外労働の上限規制
- ・年次有給休暇の5日取得義務化
- ・同一労働同一賃金
- ・月60時間を超える時間外割増賃金50%
- ・同一労働同一賃金
- ・パワハラ防止対策義務化
- ・育児介護休業法の改正

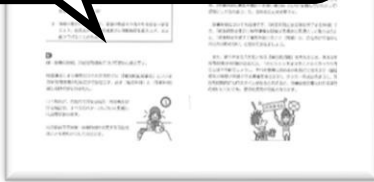
【トラブル事例】

- ・労働時間と残業をめぐるトラブル
- ・年次有給休暇をめぐるトラブル

よくあるトラブル事例と
対処法がわかる
小冊子をプレゼント！



社会保険労務士
塚本 有紀



- 日程 2023年3月1日(水)
13時30分～14時30分
(13時15分受付開始)
- 会場 茨城県市町村会館 201会議室
〒310-0852
茨城県水戸市笠原町978-26
- 受講料 5,000円

FAX・お電話
よりお問い合わせ
ください
(担当) 市毛

社会保険労務士法人 KAN Support Office

(本社) 〒314-0115 茨城県神栖市知手 3255-41

(水戸支店) 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町600-38 NS笠原第2ビル 2-C

TEL 029-244-6577 FAX 0299-96-9418



FAX申込用紙

- 申し込み方法 FAX送信またはお電話からお申し込みください。
- ※ ご記入いただきました個人情報は弊社セミナー以外には使用致しません。また、管理は厳重に行い、第三者への開示等(法的義務に伴う要請を受けた場合を除く)は一切致しません

会社名			連絡先 電話番号	
住所				
担当名	フリガナ	所属・役職	MAIL	